

## みどり市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 議会運営の円滑な執行を図るため、議長等がみどり市議会を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) みどり市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) みどり市政又はみどり市議会運営の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等のあったもの
- (4) 議長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。

支出区分	内容	金額等
会費	各種団体等が行う懇親会等を目的とする会合の出席にかかる経費	会費相当額
慶祝	各種総会、大会、式典、行事等に対するお祝いに係る経費	実費相当額
弔慰	葬儀等における香典、供花、供物等にかかる経費	別表に定める基準による額
見舞い	災害、事故等に対する見舞いにかかる経費	社会通念上妥当と認められる額
協賛金	市費からの助成又は補助が無く、活動の趣旨から公益性が特に認められるものにかかる経費	社会通念上妥当と認められる額

2 前項以外の場合において、交際上議長が特に支出する必要があると認められるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年7月24日から施行する。

附 則 (平成21年5月1日 一部改正)

この基準は、平成21年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

分類	本人				家族	
	香典	生花	花輪	弔辞	香典	生花
市議会議員	10,000円	○		○	5,000円	○
議員経験者	5,000円		○			
市三役	10,000円	○			5,000円	○

※ (1) 家族とは生計を一にしている者

(2) 合併前の旧町村(笠懸町、大間々町、東村)の議員経験者は、花輪のみとする。

(平成21年5月1日一部改正)